（国際的な協調及び貢献）

第三十四条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークを通じた信頼性のある情報の自由かつ安全な流通を確保することの重要性に鑑み、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による社会経済活動に関する、国際的な規格、規範等の整備に向けた主体的な参画、調査及び研究開発の推進のための国際的な連携及び開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力を積極的に行うために必要な措置が講じられなければならない。

（研究開発及び実証の推進）

第三十五条　デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、情報通信技術の水準の向上が、我が国におけるデジタル社会の持続的な発展の基盤であるとともに、我が国産業の国際競争力の強化をもたらす源泉であることに鑑み、情報通信技術について、国、地方公共団体、国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。）、大学、事業者等の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究開発及び当該情報通信技術の有効性の実証が推進されるよう必要な措置が講じられなければならない。

第五章　デジタル庁

第三十六条　基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図るため、別に法律で定めるところにより、内閣に、デジタル庁を置く。

第六章　デジタル社会の形成に関する重点計画

（デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等）

第三十七条　政府は、この章の定めるところにより、デジタル社会の形成に関する重点計画（以下この章において「重点計画」という。）を作成しなければならない。

2　重点計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二　世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

三　多様な主体による情報の円滑な流通の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

四　高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

五　教育及び学習の振興に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

六　人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

七　経済活動の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

八　事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

九　生活の利便性の向上等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十　国及び地方公共団体の情報システムの共同化等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十一　国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十二　公的基礎情報データベースの整備等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十三　特定公共分野（サービスの多様化及び質の向上を図るために特に重点的に取り組むべき公共分野をいう。）におけるサービスの多様化及び質の向上に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十四　サイバーセキュリティの確保等に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

十五　前各号に定めるもののほか、デジタル社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項

3　重点計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4　内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴いて、重点計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5　内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の意見を聴かなければならない。

6　政府は、第一項の規定により重点計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7　政府は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

8　第四項から第六項までの規定は、重点計画の変更について準用する。

（重点計画と国の他の計画との関係）

第三十八条　重点計画以外の国の計画は、デジタル社会の形成に関しては、重点計画を基本とするものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年九月一日から施行する。

（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止）

第二条　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）は、廃止する。

（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第三十六条第一項の規定に基づく重点計画は、第三十七条第一項の規定に基づく重点計画が作成されるまでの間、同項の規定に基づく重点計画とみなす。

（通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「高度情報通信ネットワーク社会」を「デジタル社会」に改める。

一　通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）第一条

二　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第一条

三　学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）第一条

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

第五条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）第十三条」を「デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第十七条」に、「情報通信技術の便益」を「情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の便益」に改める。

第二条中「高度情報通信ネットワーク社会（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二条」を「デジタル社会（デジタル社会形成基本法第二条」に、「高度情報通信ネットワーク社会を」を「デジタル社会を」に改める。

第十二条第一項中「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改め、「制約」の下に「、経済的な状況」を加える。